

チョイソコてんり目的地停留所間の移動支援及びタクシー利用促進のための
タクシー割引券配布事業

●事業概要

チョイソコてんりでは利用ができない目的地停留所間の移動について、タクシー利用割引券を配布することにより、チョイソコてんり利用者のさらなる移動支援（目的地停留所間）を支援するとともにタクシーの利用促進も図り、交通事業者と協働した通院、買い物などの市民の暮らしを支えることができる持続可能な公共交通の実現を図る。

●対象者

チョイソコてんりを利用し、下車した目的地停留所からさらに別の目的地停留所へ移動するためにタクシーを利用する者

※チョイソコてんり利用当日に限る。

●タクシー利用割引券

- ・割引利用券は1人1枚の配布とする。
- ・タクシーの利用に際し、割引券1枚につき500円の割引を受けることができる。
- ・1回の乗車につき割引利用券は1枚まで利用可能。
- ・チョイソコてんりの目的地停留所から目的地停留所への移動に限り、割引を受けることができるものとする。

●利用できるタクシー

道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハの一般乗合旅客自動車運送事業の免許を受け奈良県内で営業する者で、市と契約をした者がその事業の用に供する自動車でハイヤー以外のもの。

【契約事業者】

奈良近鉄タクシー（株）	長柄タクシー（株）
天理タクシー（株）	大和交通（株）
天理服部タクシー（株）	日の丸交通（株）

●利用上の注意事項

- ・利用割引券は、お届けした本人が乗車する時のみご利用可能。
- ・他の割引制度と併用可能。
- ・利用割引券のみのご利用でお釣りはでない。
- ・利用割引券を他人に譲ったり、貸したりすることは不可。
- ・利用割引券の紛失等による再発行は不可。

●割引利用券の配布方法

（天理市→各事業者→チョイソコドライバー→利用希望者→タクシードライバー）

- ・天理市より印刷等準備。
- ・各運行事業者へ事前に渡す。
- ・ドライバーがチョイソコてんり利用者が下車時に希望の申し出があれば、割引利用券を希望者配布する。

●割引利用券の有効期間

チョイソコてんり利用当日のみ利用可。

●清算方法

- ・各事業者より月単位で清算（複数か月まとめて清算も可能）。
- ・タクシー利用券を持参または郵送のうえ、指定の様式により請求すること。

●タクシーの乗車予約

- ・目的地停留所看板設置場所に契約事業者の連絡先を掲示。利用者自身が行うものとする。